

## 富士市建築工事建設資材等価格決定要領

### 第1 趣旨

この要領は、富士市が発注する建築・建築設備工事、建築・建築設備工事関連業務委託等（以下「富士市の工事、委託等」という。）の価格の積算に採用する建設資材等の価格（以下「建設資材等価格」という。）の決定方法について定める。富士市の工事、委託等とは、富士市建築工事積算基準決定要領第1の仕様書を適用するものをいう。

### 第2 適用範囲

この要領は、富士市の工事、委託等の予定価格を算出する場合に適用する。

### 第3 建設資材等価格の決定

建設資材等価格は、原則として次の順序で決定することとし、掲載価格は、最新版の価格を採用する。

- (1) 富士市建築工事標準単価（静岡県データ版）の価格
- (2) 富士市建築工事標準単価（富士市データ版）の価格
- (3) 物価資料の価格
- (4) 国公表の価格
- (5) 見積調査の価格

2 建設資材等価格は、原則として現場持込み価格（下請経費等を含む）とし、消費税を含まない価格とする。

### 第4 富士市建築工事標準単価（静岡県データ版）の価格

富士市建築工事標準単価（静岡県データ版）の価格とは、静岡県が調査決定し作成したものを富士市が静岡県データ版として再計算したもので、原則年4回改定を行う。

### 第5 富士市建築工事標準単価（富士市データ版）の価格

富士市建築工事標準単価（富士市データ版）とは、次により作成したものをいう。

- (1) 第4の富士市建築工事標準単価（静岡県データ版）に掲載のない建設資材等のうち、使用頻度が高く積算の合理化が図られる資材等の価格を、物価資料及び価格実態定期調査により富士市が調査決定したものをとりまとめて富士市建築工事標準単価（富士市データ版）を作成する。
- (2) この価格表は、原則年1回改定を行う。

### 第6 物価資料の価格

物価資料の価格とは、建設資材等価格を定期刊行物として発行されている書籍等の掲載価格をいう。

2 対象とする物価資料は、別に定める取り扱いによる。

## 第7 国公表の価格

国公表の価格とは、各関係省庁が公表している価格表の価格をいう。

## 第8 見積調査の価格

見積調査の価格とは、次により決定したものをいう。

- (1) 第4から第7に該当しない建設資材等価格は、見積調査により決定する。
- (2) 見積調査の方法及び価格の決定は、別に定める取り扱いによる。

## 第9 極小規模の価格

数量単位が極小規模等の理由で見積調査が不適當な場合は、最新の専門業者等のカタログ、定価表(公表価格)及び設計労務単価からの算定値等を採用することができる。

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、取り扱いについては別に定める。

## 附 則

この要領は令和3年4月1日以降に契約する工事から適用する。

# 富士市建築工事建設資材等の価格決定に関する取扱い

## 第1 趣旨

この取扱いは、富士市建築工事建設資材等価格決定要領(以下「価格要領」という。)第6、第10に基づき必要な細目について定める。

## 第2 建設資材等価格の区分

建設資材等価格の区分は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「公共建築工事標準単価積算基準」によるほか、次のとおりとする。

### (1) 地区資材価格

地区資材価格は、コンクリート類、骨材類、アスファルト合材類等、地域により価格差の大きい資材の価格とし、別表1の地域区分による。

### (2) 一般資材価格

一般資材価格は、地区資材以外の資材価格とする。

## 第3 取扱数量の区分

建設資材等価格は、取引数量によって次のとおり区分する。

### (1) 大口価格

物価資料で材料毎に大口と規定している取引数量に対応する材料の価格をいう。

工事積算においては、設計数量にかかわらずこの金額を使用することを原則とする。ただし、取引数量により大口価格の使用が適さない場合は、小口価格を使用することができる。

### (2) 小口価格

物価資料で小口と規定している取引数量に対応する材料の価格をいう。

## 第4 物価資料の価格

価格要領第6の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 物価資料は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「公共建築工事積算基準等資料」に定める刊行物によるほか、月刊積算資料別冊(一般財団法人経済調査会発行)とする。

(2) 採用価格の優先順位は、①富士(静岡・全国・中部)、②名古屋、③東京とする。

どちらかの物価資料のみに掲載のある場合は、掲載のある価格を採用する。また、優先順位の上位が「ー」流通なし、「…」資料なしの場合でも価格決定方法は同じとする。

(3) 材料価格等及び市場単価の算定は、物価資料の平均値を採用する。

(4) 物価資料に掲載されている「公表価格」は、メーカーが設定している定価、標準価格及び販売希望価格等であるため原則採用しない。ただし割引率が掲載されている場合は、割引いた価格を採用することができる。

## 第5 特別措置

価格変動が著しく富士市建設工事請負契約約款第25条に該当する場合は、価格要領によらずに決定することができる。

附 則

この細則は令和3年4月1日以降に契約する工事から適用する。

別表1 地域区分

地区番号	区及び地域名
212	富士市(標高1500m未満)
213	富士市(標高1500m以上)
214	富士市(旧富士川町)

## 富士市建築工事建設資材等価格決定のための見積調査に関する取扱い

### 第1 趣旨

この取扱いは、富士市建築工事建設資材等価格決定要領(以下「価格要領」という。)第8に基づき必要な細目について定める。

### 第2 適用範囲

この取扱いは、富士市が発注する建築・建築設備工事、建築・建築設備工事関連業務委託等の予定価格を算出するにあたり、必要な建設資材等の価格を決定するために行う見積調査に適用する。

### 第3 見積調査の方法

- (1) 見積調査の方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」によるものとする。
- (2) 見積書の書式は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「公共建築工事見積標準書式(建築工事編)、(設備工事編)」(以下「見積書式」という。)に準拠するものとする。

### 第4 見積依頼等

見積依頼等は、次のとおり行うものとする。

- (1) 見積依頼は、市長名で書面により行う。業務の委託を受けた者は、受託者名により行う。なお、この依頼は、電子メールによることができるものとする。
- (2) 見積依頼文には、「この見積徴収は、見積提出者からの資材調達や入札参加を決めるものではありません。また、この見積書は公開いたしません。」と明記する。
- (3) 見積に係る費用は、すべて見積提出者の負担とする。
- (4) 見積書の提出は、電子メールによることができるものとする。ただし、電子データの見積書は、朱印(会社印)のあるものを有効とする。
- (5) 見積内容は、部外者に漏洩なきよう取扱いに注意する。
- (6) 専門業者が施工する諸経費(下請経費)、運搬費等については、見積書に含めるものとする。
- (7) 各者が同一の条件で見積書が提出されるよう見積条件を明示する。

### 第5 採用価格の決定

徴収した各者の見積価格の分布状況を把握し、次により採用価格を決定する。なお、見積条件で明示した品質規格等と異なる見積書については、あらかじめ排除する。また、過去の見積価格とのチェック、近傍地区とのチェックを行うなどして精度の確保に努めるものとする。

#### (1) 類似見積資材による補正を行わない場合

採用価格の決定において類似見積資材による補正を行わない場合は、各者の見積価格の分布状況から、異常値を排除した最低価格を採用価格とする。

ここでいう「異常値」とは、見積の平均価格に対して差異30%以上の価格をいう。ただし、極端な異常値により平均価格に影響を与える場合は、この極端な異常値をあらかじめ除き平均価格を算出することができる。

【算出例】建設資材について見積徴収(5者)を行い、各業者の見積金額を次に列記する。

A業者・・・86,000円 異常値

B業者・・・66,000円

C業者・・・65,000円

D業者・・・64,000円 最低価格

E業者・・・44,000円 異常値

全5者の平均価格は65,000円(許容範囲 65,000円×±30% 45,000円～84,500円)となる。

A業者及びE業者は異常値のため排除する。

D業者の見積価格が最低価格となり、採用単価とする。

## (2) 類似見積資材による補正を行う場合

採用価格の決定において類似見積資材による補正を行う場合は、市場性(一般的に製造され、かつ市場に流通しているもの)を勘案したうえで、スライド率により補正したスライド価格を採用単価とする。

## 第6 スライド価格

第5(2)に基づき補正を行う場合は、第3により算定した採用価格に対し、次のとおりスライド率による補正を行うことを原則とする。

なお、スライド価格の計算は消費税を含まない価格により行う。また、スライド率は1.00以下とし、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。

### (1) 用語の定義

#### ア 類似見積資材

類似見積資材とは、価格決定要領第6に規定する物価資料に掲載されている資材と類似した資材のことをいう。なお、類似の判断は、次の項目により行い、全項目に該当するものとする。

(ア) 使用目的が同一である。

(イ) 取引段階が同一である。

(ウ) 原則として原材料が同一である。

(エ) 規格及び形状が類似している。

#### イ 類似掲載資材

類似掲載資材とは、類似見積資材と類似した価格表等に掲載されている資材のことをいう。

### (2) 類似見積資材の見積徴収

類似見積資材の見積徴収を行うときは、類似掲載資材の見積徴収を併せて行う。

### (3) スライド計算

スライド価格の計算は消費税を含まない価格により行い、スライド率は、1.00 以下とし、少数第3位を四捨五入して少数第2位止めとする。

スライド価格 = 類似見積資材の見積採用価格 × スライド率

スライド率 = 
$$\frac{\text{類似掲載資材の掲載価格}}{\text{類似掲載資材の見積価格}}$$

### (4) 平均スライド率

「類似掲載資材」が同一品目で多規格にわたる場合は、必要に応じて平均スライド率を用いることができる。

$$\text{平均スライド率} = \frac{\Sigma \text{各規格のスライド率}}{n (\text{規格の数})}$$

附 則

この細則は令和3年4月1日以降に契約する工事から適用する。

# 富士市建築工事積算基準決定要領

## 第1 趣旨

この要領は、富士市が発注する建築・建築設備工事、建築・建築設備工事関連業務委託等（以下「富士市の工事、委託等」という。）の価格の積算に使用する積算基準の決定方法について定める。富士市の工事、委託等とは、次の仕様書を適用するものをいう。

- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共建築木造工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- ・公共住宅建設工事共通仕様書(建築編・電気編・機械編)(公共住宅事業者等連絡協議会)
- ・公共住宅改修工事共通仕様書(公共住宅事業者等連絡協議会)

## 第2 適用範囲

この要領は、富士市の工事、委託等の予定価格を算出する場合に適用する。

## 第3 積算基準の決定

工事の積算基準は、原則として次の順序で決定することとし、最新の基準を使用すること。

- (1)国の標準積算基準及び暫定積算基準
- (2)その他関係する参考資料

## 第4 国の標準積算基準及び暫定積算基準

国の標準積算基準とは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める次のものをいう。

- ・公共建築工事積算基準
- ・公共建築工事共通費積算基準
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料

2 暫定積算基準とは、国土交通省において適用期間を限定するなど暫定的に定められた積算基準をいう。

3 国の標準積算基準に類するものとして、次のものに準拠する。

- ・公共建築工事内記書標準書式(建築工事編、設備工事編)
- ・公共建築工事見積標準書式(建築工事編、設備工事編)



## 第5 その他

その他関係する参考資料は別表に示すとおりとする。

### 附 則

この要領は令和3年4月1日以降に契約する工事から適用する。

### 別表

名称	発行	監修、編集
<b>【建築・電気設備・機械設備工事共通】</b>		
建築積算のための仮設計画標準	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築工事積算基準	〃	〃
<b>【電気設備・機械設備工事共通】</b>		
公共建築工事積算基準の解説 <b>【設備工事編】</b>	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築設備改修工事の積算マニュアル	〃	〃
建築設備数量積算基準・同解説	〃	〃
公共建築工事内訳書標準書式 <b>【設備工事】</b> ・同解説	〃	〃
<b>【建築工事】</b>		
公共建築工事積算基準の解説 <b>【建築工事編】</b>	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	国土交通省大臣官房官庁営繕部
公共建築改修工事の積算マニュアル	〃	〃
建築数量積算基準・同解説	〃	建築工事建築数量積算研究会
建築工事内訳書標準書式・同解説	〃	建築工事内訳書標準書式検討委員会
建築工事標準詳細図	一般社団法人 公共建築協会	国土交通省大臣官房官庁営繕部
<b>【電気設備工事】</b>		
公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	一般社団法人 建設電気技術協会	国土交通省大臣官房官庁営繕部
<b>【機械設備工事】</b>		
公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	一般社団法人 公共建築協会	国土交通省大臣官房官庁営繕部
<b>【公共住宅事業者等連絡協議会が定める積算基準を適用する工事】</b>		
公共住宅建築工事積算基準	(株)創樹社	公共住宅事業者等連絡協議会

公共住宅電気設備工事積算基準	(株)創樹社	公共住宅事業者等連絡協議 会
公共住宅機械設備工事積算基準	〃	〃
公共住宅屋外整備工事積算基準	〃	〃